

学校施設使用申請書を本校に提出して
施設利用申請している団体の皆様

小平市立小平第九小学校
校 長 米 持 淳 一

【令和 7 年度】学校施設利用団体の敷地内駐車について

日頃より本校の教育活動へのご協力、誠にありがとうございます。

昨年度に引き続き、本校施設利用時の自家用車の駐車について、下記のとおり、事前に申請を行っていただいた上で、各団体につき 2 台までの駐車、年度更新制とさせていただきます。

参考として、小平市文化スポーツ課を通して施設利用申請する「学校施設スポーツ開放」では、自動車での来校は利用案内上、原則禁止とされています。

[学校施設スポーツ団体開放登録受付【追加登録】 | 東京都小平市公式ホームページ](#)

本校では安全管理と駐車トラブル等の防止のため、申請による駐車許可証の発行を実施しております。関係団体の皆様には、施設の安全な利用のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【第 2 期大規模修繕工事】

令和 7 年 7 月 20 日前後～11 月末まで、本校は第 2 期大規模修繕工事となります。昨年度（第 1 期工事）は小平市と協議し、工事期間中は敷地内駐車を全面的に中止いたしました。今年度も同様の対応が見込まれますが、決定次第、お知らせいたします。

1 駐車許可証 申し込みの流れ

(1)	駐車を希望する団体は、駐車を開始する日の 1 週間前までに別紙「小平第九小学校駐車申込書」を記入し、学校へ提出する。
(2)	各団体、2 台まで、許可制とする。（年度更新制）

2 許可を受けたら

(1)	駐車場所に関しては、原則、北門付近敷地内とし、学校警備員の指示に従う。
(2)	駐車後は、駐車許可証をダッシュボードの外から見える位置に表示し、駐車した旨を必ず学校警備員に伝える。
(3)	駐車許可は年度ごとの更新とし、更新する場合は新たに本申込書を作成し、申し込む。

3 諸注意

(1)	本校敷地内の運転、駐車に関して発生した事故、盗難等について、本校に故意又は重過失がある場合を除き、学校は一切の責任を負わないものとする。
(2)	本校敷地内に駐車線等はないことを申込者は了承の下、申し込む。本校敷地内の運転、駐車については運転者は十分に注意する。
(3)	予め申請した学校施設利用時間以外の駐車は厳禁とする。
(4)	本利用規約を順守していない状況を発見した場合、駐車許可を取り消す。